

# 成年後見関係事件の概況

～平成17年4月から平成18年3月～

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、改正成年後見制度が導入されてから6年目である平成17年4月から平成18年3月までの1年間における、全国の家裁裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況や終局した後見関係事件について、その実態を取りまとめたものである。

なお、必要に応じて、制度導入1年目から5年目までの実情と比較しているが、詳しくは、各年の「成年後見関係事件の概況」（裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）の「裁判所について」の「公表資料」中、「裁判に関する情報」）を参照されたい。（以下の数値はいずれも概数である。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものである。）

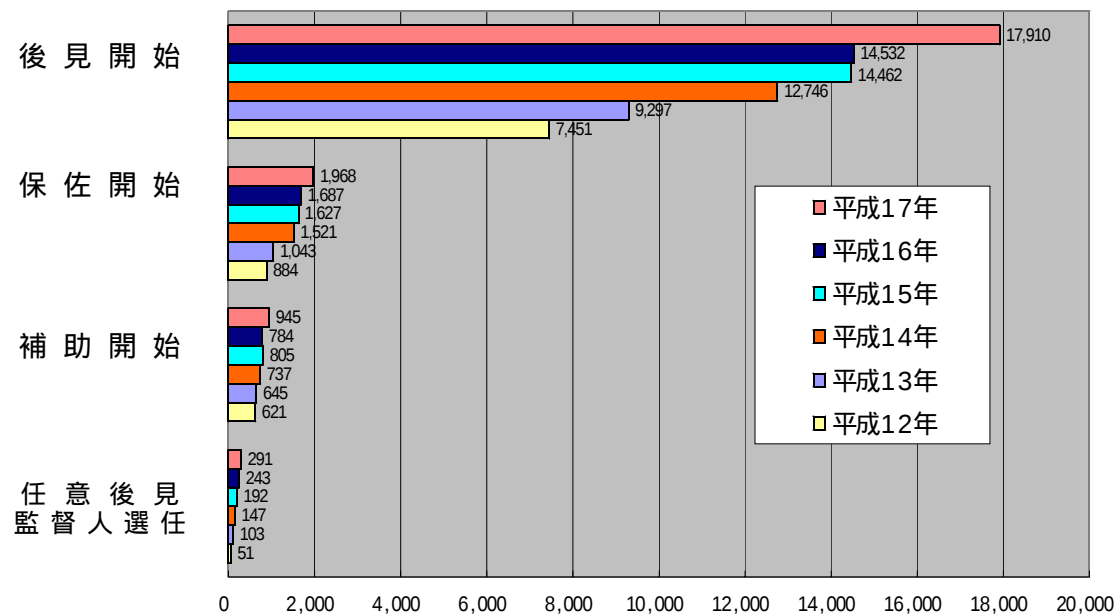
## 1 申立件数について（資料１）

- 成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で 21,114 件（前年は 17,246 件）に達しており，対前年比約 22 % の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は 17,910 件（前年は 14,532 件）で，対前年比約 23 % の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は 1,968 件（前年は 1,687 件）で，前年比約 17 % の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は 945 件（前年は 784 件）で，対前年比約 21 % の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は 291 件（前年は 243 件）で，対前年比約 20 % の増加となっている。

- ・ 成年後見関係事件の申立件数は，１年目以降増加し続け，５年目は増加率が鈍化したが，６年目はまた大幅に増加した。６年目の後見開始の審判の申立件数は，１年目の約 2.4 倍，保佐開始の審判の申立件数については約 2.2 倍となっている。
- ・ 任意後見監督人選任の審判の申立件数は，６年目は，１年目の約 5.7 倍となっている。後見開始の審判などに比べて増加割合が大きくなっているのは，任意後見契約の締結件数が累積的に増加し，契約の締結からある程度の期間が経過した後に任意後見監督人選任の審判の申立てがされるのが通常であることによるものと考えられる。

なお，平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月までの任意後見契約締結の登記は合計 4,904 件であり，１年目以降 6 年目までの登記件数累計は 14,938 件である。

( 資料 1 ) 成年後見関係事件申立件数表



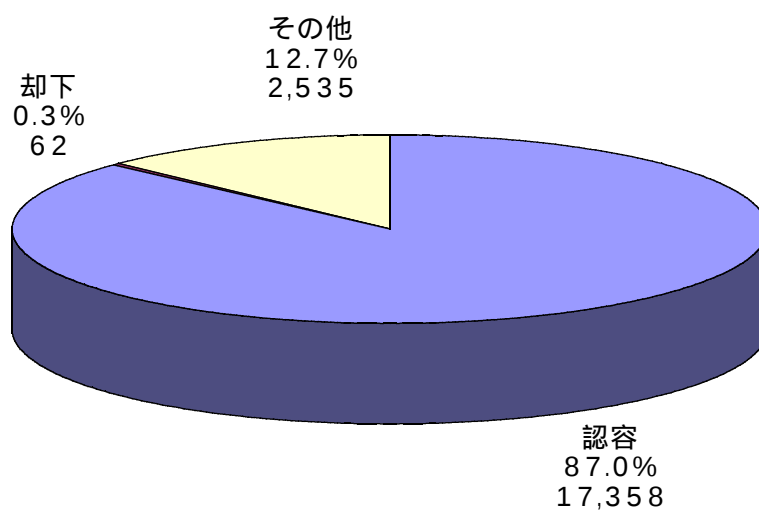
( 注 ) 各年度の件数は、それぞれ当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数である。

## 2 終局区分について（資料２）

- 成年後見関係事件の既済事件合計１９，９５５件のうち，認容で終局したものは約８７％（前年は約８５％）である。

（資料２） 成年後見関係事件終局区分別件数表

| (件数) | 総 数    | 後 見 開 始 |     |       | 保 佐 開 始 |     |     | 補 助 開 始 |     |     | 任意後見監督人選任 |     |     |
|------|--------|---------|-----|-------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|-----------|-----|-----|
|      |        | 認 容     | 却 下 | その他   | 認 容     | 却 下 | その他 | 認 容     | 却 下 | その他 | 認 容       | 却 下 | その他 |
| 全 国  | 19,955 | 14,498  | 32  | 2,141 | 1,806   | 17  | 240 | 853     | 7   | 113 | 201       | 6   | 41  |

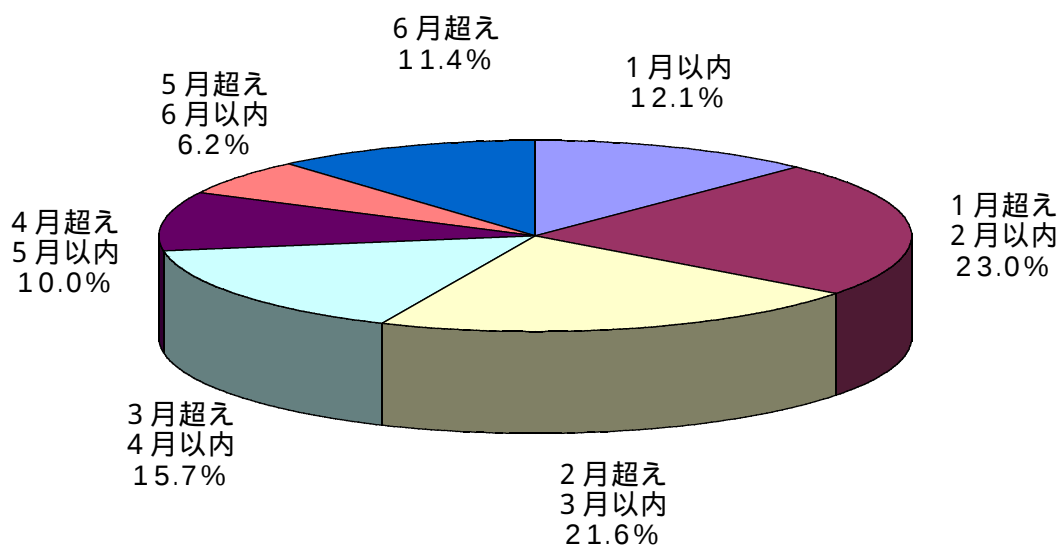


（注） その他には，取下げ，本人死亡等による当然終了，移送などを含む。

### 3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の既済事件合計19,955件のうち、3箇月以内に終局したものが全体の約57%（前年は約51%）、4箇月以内に終局したものが全体の約72%（前年は約67%）であり、前年と比べて、審理期間が短縮している。

（資料3） 成年後見関係事件審理期間別の割合

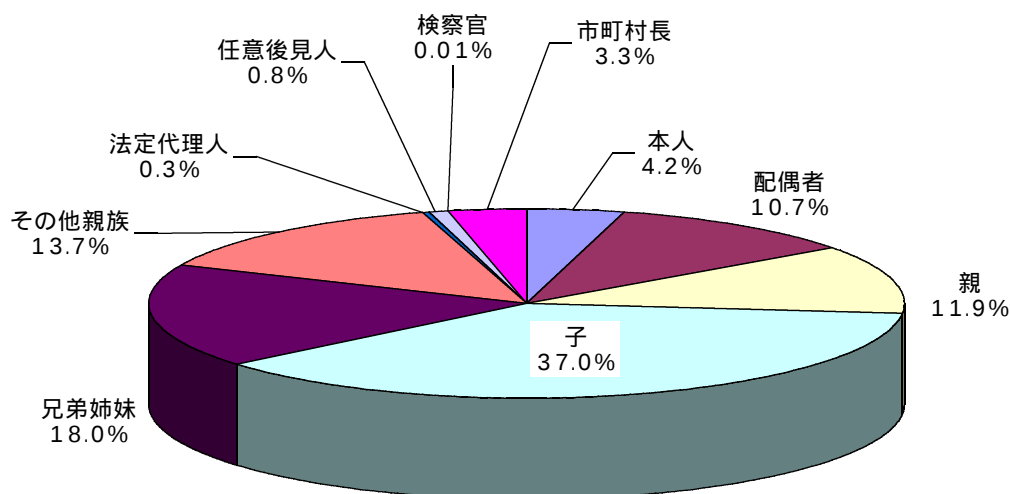


#### 4 申立人と本人との関係について（資料４，５）

- 申立人については，本人の子が最も多く全体の約３７％を占め，次いで本人の兄弟姉妹が約１８％，本人の親が約１２％，配偶者が約１１％となっている。
- 市町村長が申し立てたものは６６６件（全申立て件数の約３．３％）で，前年の５０９件に比べ増加した。

- ・ 申立人と本人との関係については，前年と比べて大きな変化はないが，市町村長による申立てが年々増加していることが注目される。その背景としては，平成１３年度から厚生労働省の「成年後見制度利用支援事業」が開始されたことなどを受け，市町村の制度利用に向けての取組が進んでいることがあるものと思われる。

（資料４）成年後見関係事件における申立人と本人との関係別割合



（注１） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注２） 平成１７年７月厚生労働省は，各都道府県等に対する後見等の開始の審判請求手続の例示を見直し，市町村申立てに当たっては市町村長は，あらかじめ２親等以内の親族の有無を確認することなどと改めた。

(資料5) 成年後見関係事件の市町村長申立件数(家庭裁判所管内別)

| 家庭裁判所 | 件数  |
|-------|-----|
| 東京    | 140 |
| 横浜    | 80  |
| さいたま  | 28  |
| 千葉    | 28  |
| 水戸    | 6   |
| 宇都宮   | 4   |
| 前橋    | 4   |
| 静岡    | 28  |
| 甲府    | 9   |
| 長野    | 4   |
| 新潟    | 9   |
| 大阪    | 75  |
| 京都    | 9   |
| 神戸    | 13  |
| 奈良    | 8   |
| 大津    | 17  |
| 和歌山   | 10  |
| 名古屋   | 14  |
| 津     | 7   |
| 岐阜    | 8   |
| 福井    | 6   |
| 金沢    | 7   |
| 富山    | 3   |

| 家庭裁判所 | 件数  |
|-------|-----|
| 広島    | 14  |
| 山口    | 9   |
| 岡山    | 10  |
| 鳥取    | 7   |
| 松江    | 17  |
| 福岡    | 14  |
| 佐賀    | 3   |
| 長崎    | 1   |
| 大分    | 3   |
| 熊本    | 5   |
| 鹿児島   | 0   |
| 宮崎    | 4   |
| 那覇    | 11  |
| 仙台    | 5   |
| 福島    | 9   |
| 山形    | 2   |
| 盛岡    | 0   |
| 秋田    | 0   |
| 青森    | 0   |
| 札幌    | 10  |
| 函館    | 1   |
| 旭川    | 0   |
| 釧路    | 7   |
| 高松    | 4   |
| 徳島    | 6   |
| 高知    | 1   |
| 松山    | 6   |
| 総数    | 666 |

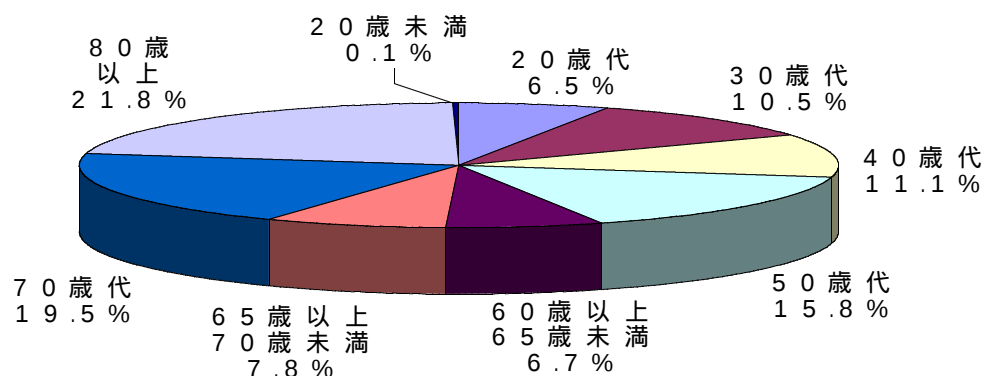
- (注1) 後見開始, 保佐開始及び補助開始事件の終局事件計19,707件を対象とした。  
(注2) 市町村長別の申立件数については把握していない。

## 5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

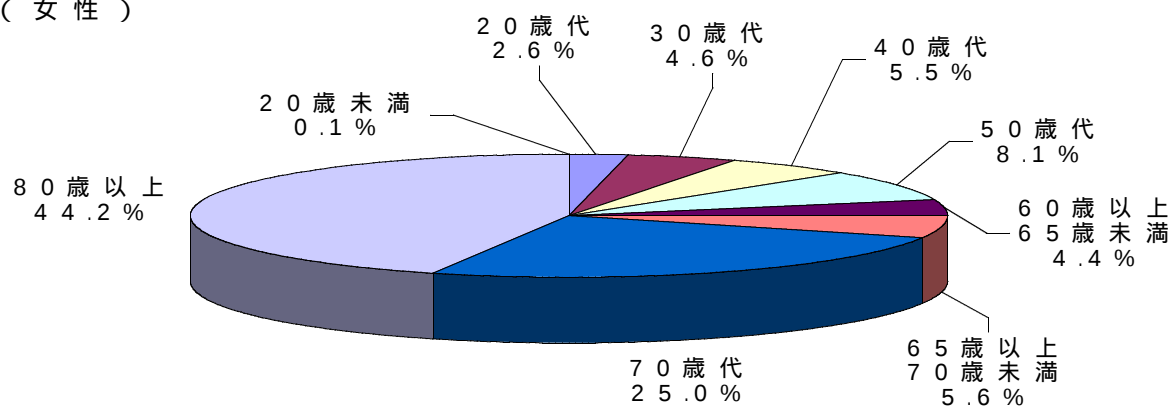
- 男性では，80歳以上が最も多く全体の約22%を占め，次いで70歳代の約20%となっている。
- 女性では，80歳以上が最も多く全体の約44%を占め，次いで70歳代の約25%となっている。
- 本人が65歳以上のものは，男性では全体の約50%を，女性では全体の約75%を占めている。

（資料6） 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合

（男性）



（女性）

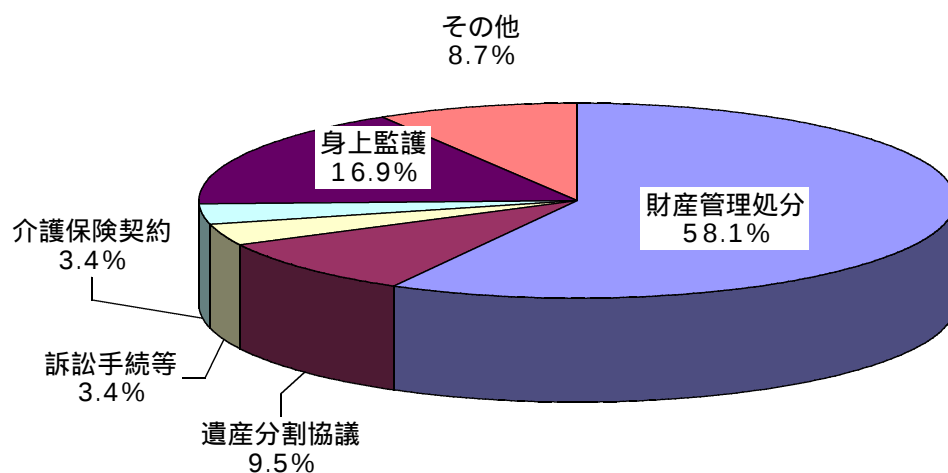


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。

## 6 申立ての動機について（資料7）

- 前年と同様，財産管理処分を主な申立ての動機とするものが最も多く，次いで，身上監護，遺産分割協議となっている。

（資料7） 成年後見関係事件における申立ての動機別割合



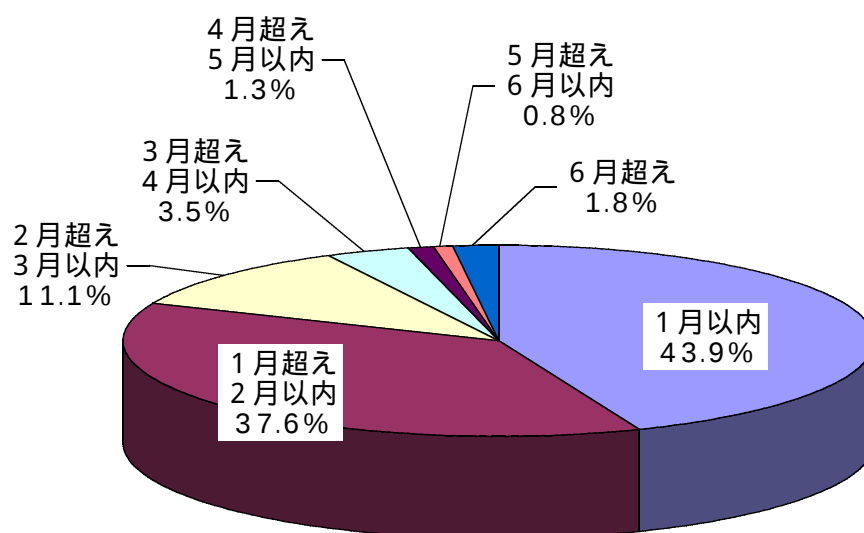
（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 「本人の生活状況について」（昨年度の「成年後見関係事件の概況」資料7）は，今年度から集計を行っていない。

## 7 鑑定について（資料 8，9）

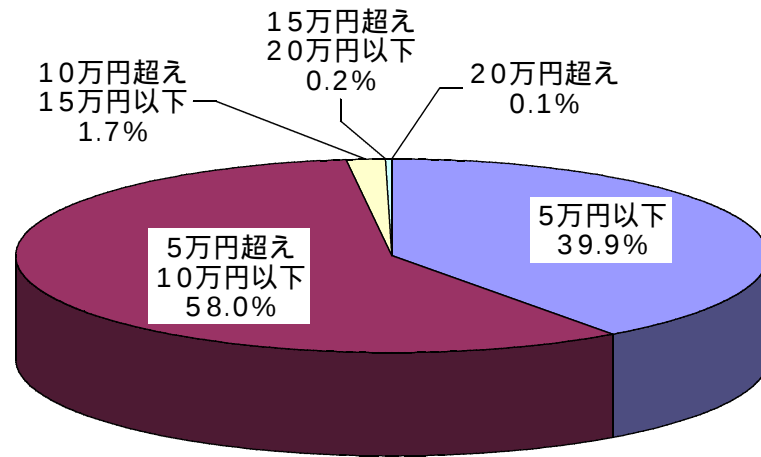
- 鑑定の期間については，1 箇月以内のものが最も多く全体の約 43.9% を占め，1 箇月を超えて 2 箇月以内のものが全体の約 37.6% となっている。
- 鑑定の費用については，鑑定料が 5 万円を超えて 10 万円以下のものが最も多く全体の約 58% を占め，次いで 5 万円以下のものが全体の約 40% となっており，10 万円以下で鑑定を行ったものは全体の約 98% を占めている。

（資料 8） 鑑定期間別割合



（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち，鑑定を実施したものを対象とした。

( 資料 9 ) 成年後見関係事件鑑定費用別割合

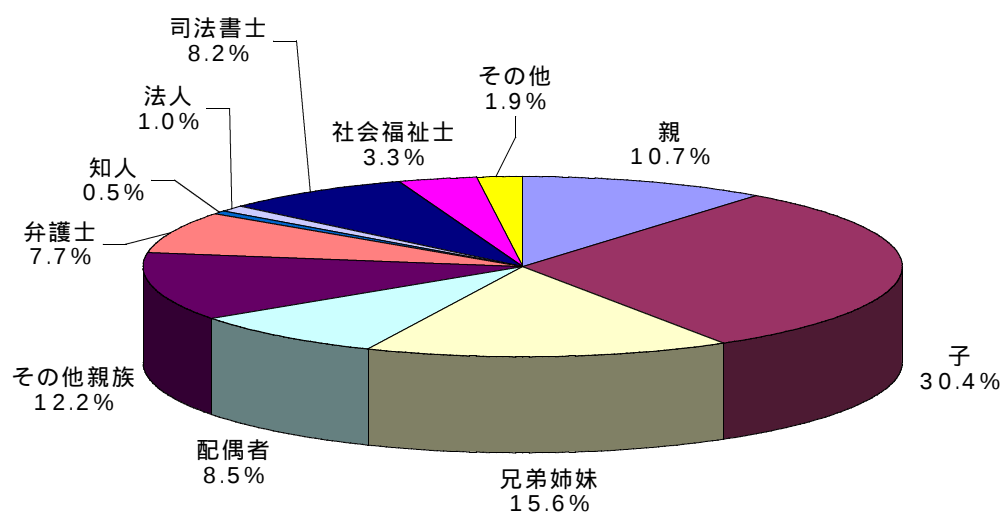


( 注 ) 後見開始 , 保佐開始 , 補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち , 鑑定を実施したものを対象とした。

## 8 成年後見人等と本人との関係について（資料１０）

- 成年後見人等（成年後見人，保佐人及び補助人）と本人の関係をみると，子，兄弟姉妹，配偶者，親，その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約 77 %（前年は約 80 %）を占めているが，その割合は年々減少傾向にある。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは全体の約 23 %（前年は約 20 %）と年々増加傾向にある。その内訳は，弁護士が 1,345 件（前年は 1,060 件）で，対前年比で約 27 %の増加，司法書士が 1,428 件（前年は 1,179 件）で，対前年比で 21 %の増加，社会福祉士が 580 件（前年は 405 件）で，対前年比で 43 %の増加となっている。また，法人が成年後見人等に選任されたものは 179 件（前年は 98 件）で，対前年比で約 83 %の増加となっている。
- ・ 前年に引き続き，親族以外の第三者が成年後見人等に選任される割合が高まっていることが注目される。親族以外の第三者としては，弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士等が選任されている。

（資料１０） 成年後見人等と本人の関係別割合



（注） 後見開始，保佐開始及び補助開始事件のうち，認容で終局したものを対象とした。